

## 「夢洲 IR 差し止め住民訴訟」報告

9月29日の法廷後に中之島公会堂で行われた記者会見で報告した資料を紹介。

### ◇住民訴訟の経過

昨年7月29日、私たち原告住民は「合議不調」という住民監査請求の結果を踏まえ、大阪地裁に提訴しました。請求の趣旨は次の2点です。大阪市は土地所有者の責任として、大阪IR株式会社による事業のために必要な土地改良事業費を負担する旨の合意を締結してはならない。大阪市は土地改良事業のため、大阪IR株式会社に対し、一切の支払いをしてはならない。

10月18日の第1回期日において、原告住民が意見陳述を行いました。その後、被告大阪市の答弁書に対する反論を記した第1準備書面、大阪府市とIR会社との基本合意関係文書の開示を求める第2準備書面、文書提出命令書などを提出。今年1月13日に市役所で記者会見を行い、多くの記者から夢洲の軟弱地盤に対し質問が出されました（写真は原告団作成夢洲の地盤課題）。5月30日の第4回期日から、裁判所との協議により、4月に提訴した「カジノ格安賃料差し止め訴訟」との共同訴訟になりました。国は4月に大阪IRカジノ計画を条件付きで認定。大阪府などは9月8日に「実施協定書案」を国に申請し、国土交通省は22日、「実施協定案」を認可。夢洲IRカジノ攻防は新段階に。

### ◇住民訴訟の争点

本件訴訟の最大の争点は、土壌が広範囲に汚染され、高層建築物などを想定していない、きわめて軟弱な地盤の大阪湾の埋立地夢洲に巨大なIRカジノ施設を計画し、大阪市が土地対策のため底なしの財政負担をすることの違法性です。大阪市はIR予定地の土地対策に788億円の公費を負担します。夢洲特有の土地課題である地盤沈下対策は、この788億円は含まれていません。

大阪市の財政負担に「上限」はあるのか。これを知るためにも土地関連契約の開示が必要であり、原告住民は大阪府市とIR事業者の「基本合意」関係文書を情報公開請求しましたが、全面非開示とされました。原告は裁判所に対して文書提出命令を提出。大阪地裁は7月6日、被告大阪市に対し文書を提示せよと決定しました。裁判所から原告に開示された文書は、事業用定期借地権設定契約書案などごく一部で、裁判所に不服申立てをしています。被告と裁判所は、本件審理に欠かせない情報開示に応じようとしません。



### ◇大阪 IR「関連協定（案）」公表

大阪府市は9月5日、「大阪・夢洲地区特定複合観光施設区域整備関連協定(案)」を公表しました。写真の IR 推進局作成資料の「IR 事業の工程」によると、IR 施設の開業は 2030 年秋頃、液状化対策工事着手は 23 年秋頃、IR 建設工事の発注及び着手は 25 年春頃(準備工事は 24 年夏頃)とされています。

IR 事業の工程	
区域整備計画(2022年4月)	見直し後(2023年9月)*1
2022年秋頃～ 区域整備計画の認定 行政手続き・調査・準備工事の着手	2023年4月 区域整備計画の認定 2023年春頃～ 行政手続き・調査*2 2023年夏頃 実施協定の締結認可*3 2023年秋頃 実施協定・事業用定期借地権設定契約等の締結*3 液状化対策工事の着手
2023年春～夏頃 工事の発注及び着手	2024年夏頃 IR 準備工事の発注及び着手 2025年春頃 IR 建設工事の発注及び着手
2029年夏～秋頃 工事の完了	2030年夏頃 工事の完了
2029年秋～冬頃 IR 施設の開業	2030年秋頃 IR 施設の開業

この資料には事業前提条件の状況と対応について注目すべきことが書かれています。

事業者の見解として「判断基準日において事業前提条件が成就していないものと判断」「条件が成就していない現状においては、最終的な事業実施判断を行うことができる状況にない。」府市の考えとして「判断基準日において事業前提条件が充足しておらず、最終的な事業実施判断ができないことにも相応の合理性がある。」

### ◇3年後まで「解除権」先延ばし

「実施協定」骨子案の最大の問題は、IR カジノ事業者が違約金なしで、事業から撤退できる「解除権」が 2026 年 9 月末まで、3 年間も延長されたことです。

「SPC (事業者) は、本条件解除期限(2026 年 9 月末日)までの間、本条件(税務上の取扱い、カジノ管理委員会規則、資金調達、開発、新型コロナウイルス感染症、財務、重大な悪影響に関する条件)のうち、いずれかが成就していないと判断する場合には、本実施協定を解除できる。」(実施協定案第 99 条の 2)

事業者は現時点で、地盤沈下対策などの「事業前提条件」が充足されていないので最終判断できないとしています。大阪府市も事業者の見解を認めています。IR 工事は万博開催予定時に本格着工する工程であり、その後に事業実施が判断されることになりかねません。それで「解除権」が 3 年先送りされました。これが「実施協定案」と言えるのでしょうか。国土交通省が、こんなに曖昧で不透明な「実施協定案」を認可したのは重大な瑕疵があり問題です。

### ◇焦点は地盤沈下対策

事業用定期借地権設定契約書の骨子案から。(10)地盤沈下対策 ①SPC は、必要となる地盤沈下対策等を適切に実施。②市が本件土地に使用した埋立材の原因により、通常の想定を著しく上回る大規模な地盤の沈下又は陥没が生じ、これらに起因して通常予測され得る程度を超える地盤沈下対策等が必要と見込まれる場合、一定条件の下、市がその費用を負担 (SPC が本件土地について実施した工事又は建築若しくは整備を原因とした地盤沈下等、又は通常想定される範囲内の地盤沈下等に起因する SPC の事業費の増加について、市は一切負担しない。)地盤沈下対策の費用負担が焦点なのではないか。

(2023 年 10 月 1 日)